

◎新潟県告示第340号

新潟県公有地の拡大の推進に関する法律第2章に係る事務処理規程（昭和48年2月新潟県告示第239号）の一部を次のように改正し、令和5年4月1日から実施する。

令和5年3月28日

新潟県知事 花 角 英 世

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（法第2章の所管部局）</p> <p>第13条 法第2章及びこの規程に規定する知事の事務は、本庁にあつては土木部都市局都市政策課（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、土木部用地・土地利用課）、地域振興局にあつては地域整備部庶務課、<u>業務課若しくは用地・行政課又は津川地区振興事務所用地・行政課</u>（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、<u>用地課又は用地・行政課</u>）において処理するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">（法第2章の所管部局）</p> <p>第13条 法第2章及びこの規程に規定する知事の事務は、本庁にあつては土木部都市局都市政策課（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、土木部用地・土地利用課）、地域振興局にあつては地域整備部庶務課若しくは業務課又は<u>津川地区振興事務所総務課</u>（この規程第3章の買取り協議等に関する部分については、<u>用地課</u>）において処理するものとする。</p>